

入札説明書

沖縄県企業局が発注する「固定資産（超純水製造装置）の購入」に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和5年12月1日

2 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 超純水製造装置 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 契約締結日から令和6年3月15日まで
- (4) 納入の場所 沖縄県企業局 久志浄水管理事務所 名護浄水場

3 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）（以下「規程」という。）に基づく競争入札参加資格者名簿の営業品目区分「精密機器類」又は「医療用機器類」に登録された者であること。
- (2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者として、沖縄県企業局発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること及び入札参加資格確認申請書の提出日まで本県の指名停止処分等を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 沖縄県内に本店、支社、又は営業所等を有すること。

4 本調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

(1) 入札及び契約に関すること

沖縄県企業局 久志浄水管理事務所 庶務班
〒905-2173 沖縄県名護市字久志 1100
電話番号 0980-55-2742 FAX 番号 0980-55-2925

(2) 上記(1)以外に関すること

沖縄県企業局 久志浄水管理事務所 名護浄水場
〒905-0019 沖縄県名護市大北 3-28-36
電話番号 0980-53-2633 FAX 番号 0980-52-6214

5 現場説明会 実施しない。

6 入札説明書及び仕様書に対する質問

(1) 提出期間

令和5年12月1日(金)から令和5年12月11日(月)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)の午前10時から午後5時までとする。

(2) 提出場所

沖縄県企業局 久志浄水管理事務所 名護浄水場

〒905-0019 沖縄県名護市大北 3-28-36

電話番号 0980-53-2633 FAX 番号 0980-52-6214

(3) 提出方法

持参又はファクシミリ送信により提出すること。

(4) 回答方法

回答はファクシミリ送信及び久志浄水管理事務所に令和5年12月12日(火)から令和5年12月13日(水)まで掲示(土曜日、日曜日及び休日を除く。午前9時から午後5時まで)を行う。

7 入札参加資格審査申請書の提出等

(1) 本入札に参加を希望する者は、参加資格の有無の確認を行うので、次に掲げる書類を直接または郵送により提出すること。また、提出された書類に不備等がある場合は受付期間内に補正することを認める。なお提出された書類の返却はしない。

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格審査申請書(別紙様式1)

イ 競争入札参加資格名簿に登録された者であることの証明(審査結果通知書の写し)

ウ 仕様書の要件を満たすことを証明する資料

(3) 提出期限

持参または郵送いずれの場合も令和5年12月15日(金)午後5時までとする。

(4) 提出場所

沖縄県企業局 久志浄水管理事務所 名護浄水場

〒905-0019 沖縄県名護市大北 3-28-36

電話番号 0980-53-2633

(5) 競争入札参加資格の審査結果

一般競争入札参加資格審査結果通知書により申請者あて通知する。

8 入札の方法

(1) 入札書の記載

落札者決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り

捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び開札日時及び提出場所

ア 日時 令和5年12月22日(金)午前11時

イ 場所 沖縄県企業局 久志浄水管理事務所 会議室

〒905-2173 沖縄県名護市字久志 1100

(3) 提出方法

提出場所に直接持参すること。

(4) 無効の入札

次の入札は無効とする。

- ① 入札参加資格のない者のした入札
- ② 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- ③ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- ④ 入札書の表記金額を訂正した入札
- ⑤ 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札
- ⑥ 入札条件に違反した入札
- ⑦ 連合その他不正の行為があった入札
- ⑧ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ⑨ 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- ⑩ 入札参加資格確認申請において虚偽の申請を行った者のした入札

(5) 落札者の決定方法

ア 予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した者が参加の条件を満たし、かつ、契約の内容を履行することができることを確保するため、当該入札書を提出した者に照会するものとする。

イ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに、くじで落札者を決める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(6) 再度入札

開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度の入札は原則2回とする。

(7) その他

入札の際に7(5)に掲げる一般競争入札参加資格審査結果通知書の写しを持参すること。

9 入札及び開札の立会い等

(1) 入札及び開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又は

- その代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (2) 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、身分証明書等を提示しなければならない。

10 入札保証金に関する事項

- (1) 見積る契約金額の 100 分の 5 以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約(見積る契約金額の 100 分の 5 以上)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去 2 箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合

11 契約保証金に関する事項

- (1) 契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
- ア 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の 100 分の 10 以上)を締結し、その証書を提出する場合
- イ 過去 2 箇年の間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証明する書類を提出する場合

12 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨
- (2) 入札参加者は、仕様書及び入札説明書を熟読の上、入札に参加すること。